

会員だより

平成 30 年度第 1 号
(H30.4.18 発行)

公益社団法人 姫路市シルバー人材センター本部事務局

TEL079-291-4000 URL: <http://www.himeji-sjc.or.jp/>

香寺連絡所TEL079-232-7600

安富連絡所TEL0790-64-8525

夢前連絡所TEL079-336-1600

家島連絡所TEL079-325-0311

春の陽気と共に今年度がスタートし、はや半月が過ぎました。春のシンボルである桜は3月の気温が平年より高かった影響で全国的に平年より10日間から2週間ほど早く開花したところが多かったそうです。会員のみなさまお花見は楽しまれたでしょうか。

朝夕は冷え込む日もありますが1年を通して最も過ごしやすい時期となりますので、体調管理にはご留意し楽しんでいただきたく存じます。

今年度も会員だよりを通してみなさまにたくさんの情報を発信していけるよう努めてまいりますので、よろしくお祈りいたします。

◆報告事項◆

会員数 2,735名 (男性1,641人、女性1,094人)

【3月末現在】

4月分の配分金支払日は、5月21日です。

－ 3月の各種行事報告－

月 日	会議名 (内容)
3月2日	自転車安全講習会 (就業途上の自転車安全運転) (参加者16名)
3月5日	全体班長会議
3月7日	草刈講習会 (草刈作業の安全就業について) (参加者60名)
3月8・22日	就業相談日 (来訪11名)
3月14・28日	入会説明会 (3月の入会者38名、 男性22名・女性16名)

3月20日	安全パトロール (就業現場の安全確認・点検)
3月23日	第6回理事会 (30年度事業計画予算案、事故状況・各部会の報告等)
3月27日	料理教室 (参加者19名)
3月27日	筆耕研修会 (参加者12名)

※次回の会員だよりは5月の中旬を予定しています。

◆平成30年度 年会費について◆

平成30年度分の年会費を次の要領でお支払いをお願いします。なお、平成30年4月以降に就業された会員の方は、配分金より控除する予定です。(1カ月の配分金が2,400円以上の方が対象)

金額	年会費 2,400円	
期限	平成30年 5月31日 (木)	
方法	①事務局で直接支払い	
	②銀行振込で支払い	
	振込先	三井住友銀行 姫路市役所出張所
	口座名義	公益社団法人姫路市シルバー人材センター
	口座番号	普通 3054442
	振込先	ゆうちょ銀行
口座名義	公益社団法人姫路市シルバー人材センター	
口座番号	01130-5-84510	

※振込み手数料は各自ご負担ください。

あなたの地区班は

地区

地域、班長は

TEL

◆平成30年度 定時総会の開催について◆

平成30年度の定時総会は平成30年5月30日(水)に開催します。

概要は次のとおりです。正式な案内状は5月初旬ごろに個別に郵送します。

日時	平成30年 5月30日(水) 午後1時30分～
場所	姫路市市民会館 大ホール
その他	当日、出席された方には『参加記念品』をご用意しております。 なお、『昼食』のご用意はございません。

◆会報「姫路するばあ」の原稿募集◆

平成30年8月発行の会報「姫路するばあ」第71号の記事を募集します。会員のみならずの活動を紹介する会報誌です。会報は会員のみならず、姫路市役所の各施設で配布され、多くの市民の方々が目にされます。応募方法は次の要領です。みなさまのご応募をお待ちしております。

内容	『会員のひろば』(400字程度) ・シルバーに入会して感じたことなど前向きな記事 『俳句、川柳、短歌及び詩』(一人3句程度) ・普段の生活の中で感じたことを川柳や俳句にしたもの 『表紙写真』 ・季節を感じる草花や姫路を代表する観光地の写真など
応募資格	姫路市シルバー人材センター会員
応募期限	平成30年 6月15日(金)
応募先	(公社)姫路市シルバー人材センター 電話 079-291-4000 ファックス 079-291-4020 [担当:平岡]
応募方法	郵送もしくはファックスで提出 (写真の場合、データ等で提出) ※必ず会員No・氏名・住所・電話番号を記載してください。
その他	なお、紙面の都合で採用できない場合や文意の変わらない範囲で編集することがあります。作品は返却しません。

◆就業相談日のお知らせ◆

平成30年4月・5月の就業相談窓口の開催予定日を、以下のとおりお知らせ致します。

主に未就業の方を対象として就業に関するご相談をお受けしております。参加を希望される方は、お電話にて予約を取って下さい。

[事務局: ☎079(291)4000]

—就業相談開催予定—

日程	平成30年4月26日(木) 5月10日(木) 24日(木)
----	----------------------------------

○相談時間は1人20分間です。

—草刈講習会の報告—

平成30年3月7日(水)に姫路市勤労市民会館及び姫路市手柄山中央公園にて草刈安全講習会を実施しました。草刈業務に携わっている会員60名の方が参加し、安全に関する講習に続き実技講習をしました。この講習会で学んだことを生かして、今まで以上に安全就業への意識を高め、仕事に励んでいただきますようお願いいたします。



◆安全適正就業部会からのお知らせ◆

1カ月の就業停止となり、14日以上^の傷害事故が発生しましたので、お知らせします。

剪定作業においては、木の枝に足を掛けないように注意して下さい。

事故は思いがけず発生するもの。基本に忠実という心がけが最大の防御策です。

平成30年1月22日(月) 10:30頃

植木剪定作業中に、脚立の下3～4段目から近傍の木^の枝に足を掛け(地上約2m前後)、更に、左手でその上^方の木^の枝を持っていたところ、両方の木の枝が折れて、転落、後頭部を負傷した。また、ヘルメットと安全帯は着用していたものの、安全帯については下から登り上がっている最中だったので、木の幹には巻きつけておらず、機能しなかった。

[男71歳 後頭部打撲(くも膜下出血)、18日入院]

[姫路市シルバー人材センター会員の就業制限に係る基準から一部抜粋]

(遵守義務)

第2条 会員は、安全に就業するために、安全就業基準第3条に定める安全心得及び安全就業基準別表に定める作業別安全就業基準のうち次の各項に定める基準を遵守しなければならない。

3 植木剪定作業

(4) 地上からの高さが1.5m以上の作業では、必ず安全帯を使用すること。

(5) 枝に足を掛けるまたは樹木の上に乗るなどして作業をしないこと。

(傷害事故による就業制限)

第4条 会員が、安全就業基準及び第2条を順守せずに、入院14日以上^の傷害事故を起こしたときは、事故の累積回数(累積回数1回目の就業停止期間終了後1年の間に傷害事故を起こさなかったときは、累積回数は0とする。以下同じ。)により次の各号に定める就業制限を適用するものとする。

(1) 累積回数1回目

1カ月の就業停止及び事故内容の公表

【再掲】賠償額の一部負担制度が改正されました。

前号にも掲載しましたが、事故多発による賠償保険額の高騰もあって、事故減少が急務となっており、平成30年4月1日から安全就業基準に反して第三者に損害を与える賠償事故を起こした場合、損害賠償額の一部をセンターに納付いただくこととなりました。

(就業規約第10条、会員の就業制限等に係る基準第6条)

- ▶ 賠償額が5万円までの場合、納付金は発生しません。
- ▶ 賠償額が5万円を超えた場合、超過分の10%の納付金(但し、上限3万円迄)が発生します。

計算例

賠償額	納付額
～5万円	0円、負担はありません。
5万円～35万円	(賠償額-5万円)×0.1 賠償額10万円 → 5,000円 賠償額30万円 → 25,000円
35万円以上	30,000円

留意点

- ・全ての就業作業が対象です。
- ・*就業制限は、刈払機による除草作業、植木剪定作業、家事援助作業に限定
- ・納付金は、翌年度の賠償保険の保険料に充当します。
- ・共同作業により損害が発生し原因者が特定できない場合、共同作業員全員で負担いただきます。

【自動車^で就業先に通われている方へ】

加齢による身体能力や認知・判断能力の衰えや、慣れや過信によって交通事故が発生しやすくなります。

- 例
- 動態視力や夜間視力の衰え
 - 動作の速さや安定の衰え
 - 記憶力判断力の衰え
 - いつも通っている道なので大丈夫
 - この道では人は飛び出さない
 - 運転技量に対する過信
 - 身体能力の衰えに気付かない

当センターでは毎年自動車安全運転講習会を開催しています。是非、参加してみてください。

◆平成30年度 筆耕業務研修会について◆

パソコンが普及し、デジタル化が進んでも筆耕の魅力はまだまだ健在です。筆耕の初心者であっても心配ありません。意欲さえあれば一流の筆耕者になれます。是非、姫路城の見える『イーグレひめじ』の会場で筆耕の技能を習得しましょう。

1. 開催日時・場所

年 月 日	時 間	場 所
平成30年 6月26日(火)	午後1時30分～ 午後3時30分 【全日程】	姫路市本町68番地290 イーグレひめじ4階 セミナーB室
平成30年 7月24日(火)		
平成30年 8月28日(火)		
平成30年 9月11日(火)		
平成30年10月(未定)		
平成30年11月(未定)		
平成30年12月(未定)		
平成31年 1月(未定)		
平成31年 2月(未定)		
平成31年 3月(未定)		

2. 受講資格

公益社団法人姫路市シルバー人材センター会員
筆耕の仕事に興味のある初心者の方
全日程出席可能な方
※初心者向けの研修内容のため、上級者の方はご遠慮ください。

3. 受講料及び定員

無 料 定員14名※締切後、ご案内状を送付します。
※申し込み多数の場合は抽選を行います。

4. 講 師

重田 紀子 氏 (青霄書法会)

5. 趣 旨

筆耕業務を希望されていても、上級者の方と比較し自信が持てないと思われる方に筆耕の楽しさを感じていただきながら知識や技術を身につけていただき、今後の筆耕業務の活性化に繋げるため。

6. 申込先・方法

公益社団法人姫路市シルバー人材センター
〒670-0976 姫路市中地354番地 姫路市勤労市民会館2階
TEL 079-291-4000・FAX 079-291-4020
次の申込書を提出【提出期限：平成30年 5月31日(木)】

担当：平岡

キ リ ト リ

筆耕研修会 申込書

会員No.		氏 名	
住 所			
電 話			

(公社) 姫路市シルバー人材センター